

国立大学法人東京農工大学年俸制給与に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学年俸制給与に関する規程を次のとおり改正する。

| 現行   | 改正   |
|--|--|
| <p>本則<br/>(号俸等の決定)<br/>第5条 (略)<br/>(新設)<br/><br/>(新設)</p> <p>2 前項の規定による号俸の決定のほか、年俸制適用職員(第2条第2号に規定する者を除く。)の業績評価に応じ、別に定める号俸の範囲内で号俸を調整するものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、役員会の承認を得るものとする。<br/>(1)・(2) (略)</p> <p>(諸手当)<br/>第6条 年俸制適用職員の諸手当は、<u>通勤手当、超過勤務手当、入試手当及び学位論文審査手当</u>とし、別に定めるところにより支給することができる。</p> <p>2 前項の諸手当は、給与規程第28条、第33条、第37条の2及び第37条の3の規定をそれぞれ適用し、又は準用し、支給する。</p> <p>3 (略)</p> | <p>本則<br/>(号俸等の決定)<br/>第5条 (略)</p> <p>2 <u>前項の基本年俸の号俸は、年俸制適用職員が55歳に達するまでの間、必要に応じて、調整することができるものとする。</u></p> <p>3 <u>給与規程等関係法令が改正された場合には、必要に応じて、第1項の基本年俸の号俸を調整するものとする。</u></p> <p>4 <u>前3項の規定による号俸の決定のほか、年俸制適用職員(第2条第2号に規定する者を除く。)の業績評価に応じ、別に定める号俸の範囲内で号俸を調整するものとする。</u></p> <p>5 前4項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、役員会の承認を得るものとする。<br/>(1)・(2) (略)</p> <p>(諸手当)<br/>第6条 年俸制適用職員の諸手当は、<u>俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、高所作業手当、山上等作業手当、衛生管理者手当、産業医手当、作業主任者手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務特別手当、管理職員特別勤務手当、入試手当及び学位論文審査手当</u>とし、別に定めるところにより支給することができる。</p> <p>2 前項の諸手当は、給与規程第22条から第37条の3までの規定をそれぞれ適用し、又は準用し、支給する。</p> <p>3 (略)</p> |

附 則 (規程第52号)

この規程は、平成26年11月1日から施行する。